

「低アルコールリキュールの原材料表示に関する自主基準」「同運用上の取扱い」対照表

平成13年 7月25日制定
平成18年11月16日改正
日本洋酒酒造組合

平成13年 7月25日決定
平成18年12月 7日改正
日本洋酒酒造組合

自主基準	運用上の取扱い
<p>(目的)</p> <p>第1条 この自主基準（以下「基準」という。）は、低アルコールリキュールの取引について行う表示のうち原材料の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準で「低アルコールリキュール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第21号に規定するリキュールのうちアルコール分10度未満のものをいう。</p> <p>2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち低アルコールリキュールを製造して販売する者をいう。</p> <p>3 この基準で「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>(原材料の表示)</p> <p>第3条 事業者は、低アルコールリキュールの容器に、低アルコールリキュールの製造に使用した原材料を表示するものとする。</p> <p>(原材料表示の方法)</p> <p>第4条 第3条に定める原材料の表示は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 表示の順序</p> <p>使用した原材料は、次のイ又はロのいずれかの方法により、各々①、②、③、④又は⑤の区分の順に表示するものとし、それぞれの区分の中では使用量の多い順に表示するものとする。</p> <p>イ 製造する酒類を最も特徴づける原料酒類を第一</p>	<p>[第4条関係]</p> <p>1 表示の順序に際しての原材料の使用量は重量によることとする。</p> <p>2 この基準で原材料とは、酒類の製造に当たり混和して使用する物品をいうものであり、酒類の製造後、当該物品を分離、除去するかどうかは問わないものとする。</p>

自主基準	運用上の取扱い
<p>順位とする場合</p> <p>① 酒類</p> <p>② 果実、果汁、香味料、その他の物品</p> <p>③ 糖類</p> <p>④ 食品添加物</p> <p>ロ 製造する酒類を最も特徴づける原料を第一順位とする場合</p> <p>① 果実、果汁、香味料等</p> <p>② 酒類</p> <p>③ その他の物品</p> <p>④ 糖類</p> <p>⑤ 食品添加物</p> <p>(2) 表示の具体的方法</p> <p>イ 酒類の表示</p> <p>酒類の表示は、アルコール、スピリッツ、しようちゆう等酒税法の定める品目によるものとし、なお、次によることができる。</p> <p>(イ) アルコールについては、原料用アルコール、醸造用アルコール、ブレンド用アルコール、酒精等の表示もできるものとする。</p> <p>(ロ) 酒税法に定める品目以外であっても、ウオッカ、ジン、ラム、テキーラ、梅酒等、一般的に分類又は定義が明確にされていると認められるものについては、当該名称によることのできるものとする。</p> <p>(ハ) ○○浸漬酒、○○蒸留酒のように、例えば原材料となる果実の名称を付して、製法等を加味した名称によることのできるものとする。</p> <p>ロ 果実、果汁の表示</p> <p>果実及び果汁については、原則として果実名で表示することとし、当該果実名は一般的な名称によるほか、日本標準商品分類の定めるところにより表示するものとする。</p> <p>なお、「果汁」の表示を行う場合は、当該果汁の元となる果実の名称を付して、「○○果汁」と表示するものとする。</p> <p>ハ 香味料、その他の物品の表示</p> <p>香味料及びその他の物品の表示は、当該物品の一般的な名称により表示するものとする。</p> <p>ニ 糖類の表示</p> <p>糖類については、砂糖、異性化糖、果糖、ぶどう糖、オリゴ糖等の名称により表示するものとする。</p>	<p>3 濃縮果汁の使用量の計算に際しては、当該濃縮果汁の濃縮割合に基づいて、濃縮前の状態に戻したときの容量により計算するものとする。</p> <p>4 原材料として使用した酒類の表示に際しては、単にリキュールという表示は行わないこととする。</p> <p>この場合、「梅リキュール」というように果実名等を付して表示することは差し支えないものとする。</p> <p>5 果実の浸漬酒を蒸留したものを原料とする場合は、当該蒸留により得られた酒類の品目の名称を原材料として表示することも又は当該浸漬酒の原料とした果実（名）及びアルコール等を原材料として表示することもできるものとする。</p> <p>6 原材料酒類としての「ワイン」名の使用は、原材料として果実酒及び甘味果実酒を使用する場合に限りできるものとする。</p> <p>7 果実名の表示に当たっては、果皮、果肉、果汁等使用部位を特定する用語により行うこともできるものとする。</p> <p>この場合、「○○果皮」というように果実名を付して表示することもできるものとする。</p> <p>8 香味料及びその他の物品の表示に当たっては、当該物品を特定せずに包括的に「香味料」又は「その他の物品」と表示することはできないものとする。</p>

自 主 基 準	運用上の取扱い
<p>る。</p> <p>なお、糖類という包括的な名称により表示することもできるものとする。</p> <p>ホ 食品添加物の表示</p> <p>食品添加物については、食品衛生法及び関係法令の定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(3) 表示場所</p> <p>表示は、見やすい箇所に表示するものとする。</p> <p>(4) 文字の大きさ</p> <p>表示は7.5ポイント活字以上により行うものとし、表示面積が小さく7.5ポイント活字では表示することが難しいときは5.5ポイント活字以上によることができるものとする。</p> <p>(5) 表示上の注意事項</p> <p>イ 使用した原材料は、原則としてすべて表示するものとするが、使用量が製品の中身重量の合計量の1パーセントに満たないものについては表示を省略することができるものとする。</p> <p>ロ 少量使用の原材料が複数あるときで、そのうち、ある原材料の表示を省略したときは、その原材料の使用量よりも使用量が少ない原材料については、すべて表示を省略することとし、表示することはできないものとする。</p> <p>ハ 輸送のための製品及び容量が100ミリリットル以下の容量詰品については、食品衛生法等で表示の省略が認められていない事項を除き、表示を省略することができるものとする。</p> <p>ニ アレルギー物質に関する原材料の表示を行う場合は、この基準によらず、厚生労働省の定めるところにより行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成13年8月1日から施行する。</p> <p>ただし、第3条に定める原材料の表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施することとする。</p> <p>2 低アルコール度リキュール類以外の酒類がこの基準で定める原材料の表示方法に基づいて表示することは差し支えないものとする。</p>	<p>9 アレルギー物質に関する原材料の表示については、現在のところ酒類は表示の義務対象から除外されている。従って、自主基準第4条(5)ニの規定は、アレルギー物質に関する表示を任意に行う場合について、その表示方法を定めたものである。</p>

自主基準	運用上の取扱い
附 則 この基準は、平成18年12月7日から施行する。	